

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部医務課

法令名	医療法施行規則		法令番号	昭和23年厚令第50号				
手続名	病院の宿直医師免除（医師が隣接した場所に待機しない場合）		根拠条項	第9条の15の2				
審査基準	<p>医師が隣接した場所に待機しない場合であっても速やかに診療は行える体制が確保されていること。</p> <p>次のア～エのすべてを満たすこと。</p> <p>ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。</p> <p>イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。</p> <p>ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。 特別の事情があつて、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。</p> <p>エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。 当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行ってはならない。</p>							
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	25日
						標準経由期間	日	